

児童福祉専門部会の審議事項等について

1 児童福祉専門部会の設置根拠

子ども・子育て支援法第72条【努力義務】

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務（「3 児童福祉専門部会の役割」参照）を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 児童福祉専門部会の構成員

- ・専門的事項を調査審議するため、市長が各分野に携わる者（教育・保育事業者、保護者等）を構成委員として委嘱

3 児童福祉専門部会の役割

- (1) 特定教育・保育施設^{※1}の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等^{※2}）の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (3) 特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について意見を述べること。
- (4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等に関して意見を述べること。
- (5) 市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること。
- (6) 家庭的保育事業等^{※2}及び乳児等通園支援事業^{※3}の認可に関して意見を述べること。（児童福祉法第34条の15第4項）

※1 特定教育・保育施設…施設型給付費の支給対象の施設として市町村が確認する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）

※2 (ア) 小規模保育事業（定員6～19人）

A型…保育士を配置、B型…保育士1/2、C型…研修修了者

満3歳以上限定小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項3号）含む。

(イ) 家庭的保育事業（定員5人以下）

(ロ) 居宅訪問型事業（児童の居宅で保育）

(エ) 事業所内保育（従業員のこどもだけでなく、地域の子どもも受け入れ）

※3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）…保護者の就労状況に関わらず、生後6ヶ月～満3歳未満の保育施設に通っていない未就園児を対象に、月一定時間（月上限10時間）まで保育施設を利用できる新しい制度

4 専門部会の運営規程の改正について

- (1) 運営規程第2条第1項第2号を次のように改める。

【旧】 児童福祉法（昭和22法律第164号）第34条の15第4項に規定する家庭的保育事業等_____の認可に関する意見聴取

【新】 児童福祉法（昭和22法律第164号）第34条の15第4項に規定する家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関する意見聴取